

1. 法曹養成制度改革について

- ① 「法曹養成制度改革の推進について」中、第3の「今後の法曹人口の在り方」の意味が不明。年間合格者数の数値目標を立てることはしないとしつつ、「あるべき法曹人口について提言」するとはどういうことか？
- ② 同じ箇所で「その都度検討を行う」とあるが、「あるべき法曹人口」は頻繁に見直されるという趣旨なのか？
- ③ その次の段落で法曹人口の調査結果を2年以内に公表するとあるが、それまではあるべき法曹人口は定まらないということか。だとすれば、年間合格者数はどうなるのか？
- ④ 法科大学院の入学定員は来年度何人か？来年度法科大学院に入学することが可能な直近の法科大学院適性試験の出願者数は何人か？また、それぞれの数は前年よりどれだけ減少したか？
- ⑤ 「法曹養成制度改革の推進について」中、第4の2（1）で1年以内に入学定員の削減方策を検討して結論を得るとあるが、あるべき法曹人口が定まらないのに定員削減数が決められるのか？定員削減の目標は、どのようにして決めるのか？
- ⑥ 「法曹養成制度改革の推進について」中、第4の2（3）の共通到達度確認試験は予備試験で代替できるのではないか？
- ⑦ 司法試験の科目を旧試験時代とほぼ同じくするのは法科大学院の自己否定ではないか？
- ⑧ 「法曹養成制度改革の推進について」中、第4の3（3）において、「予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る」とあるが、予備試験合格者数を絞る意図はないか？
- ⑨ 予備試験合格者に占める本試験合格者の割合が法科大学院修了者のそれより著しく高いのは問題ではないか？予備試験合格者数を絞り過ぎているのではないか？

- ⑩ 10/30の質疑で、「基本としてのプロセスということは維持していく」という大臣の答弁があったが、法科大学院を維持しなくても司法研修所の機能を生かせばプロセスによる法曹養成は実現できるのではないか？

2. 反社会的勢力との取引について

- ① みずほ銀行の問題について、取引先の審査を行っていたオリコは、取引先が反社会的勢力と気づいた時点で事前求償すべきではなかったか？
- ② 提携ローンで反社会的勢力との取引を行うことを未然に防ぐためには、まずは情報を広く保有する銀行等が信販会社と反社会的勢力のデータベースを共有するようにすべき。ただし、二度手間を防ぐため、共有がされたならば取引の開始にあたって反社会的勢力をチェックする責任は信販会社が負うものとすべきではないか？
- ③ 反社会的勢力の範囲が広範であり、金融機関ごとに判断が分かれうる。現在、警察庁、金融庁、全銀協が協力して、銀行等からの暴力団情報の照会にオンラインシステムで対応するシステムを検討していると聞いたが、対象情報は反社会的勢力に広げ、システム利用者は全銀協加盟行だけでなく金融機関全般に広げるべきではないか？

3. 取調べの可視化について

- ① 第21回の法制審特別部会において、取調べの可視化の範囲についてどのような議論の進捗があったか？
- ② 上記議論を踏まえて大臣の所見を問う。

以上